

平成28年度第24回庁議提案 審議・**報告**・その他
提出日：平成29年3月21日
担当部・課：建設部下水道管理課〔内線5683〕

| |
|--|
| ① 件名 |
| 日本下水道事業団との災害支援協定締結について |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| 【背景】 平成27年に下水道法が改正され、下水道管理者は下水道施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有する者と、災害時における維持・修繕に関する協定を締結することができることとされた。 【目的】 災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共水域の水質の悪化を防止することを目的に災害時支援協定の締結を行う。 |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| 【根拠法令】 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号） 日本下水道事業団法（昭和47年5月29日法律第41号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| 平成27年5月 水防法等の一部を改正する法律が施行 平成29年1月 災害支援協定の締結について日本下水道事業団と協議 |
| ⑤ 主な内容 |
| 【災害支援の内容】 (1) 災害の状況を確認するために行う現地調査 (2) 災害報告に必要な資料の作成 (3) 緊急措置（暫定的にその機能を確保のために行う簡易消毒、仮設ポンプの設置等）その他の維持又は修繕に関する工事 (4) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成及び災害査定への立会 (5) その他上記に関わる災害支援に附帯する支援 |

| |
|--|
| <p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> |
| <p>【影響・効果】 集中豪雨や地震等により下水道施設が被災した際に、従来必要だった協定締結等の手続きを経ることなく、本市の要請で日本下水道事業団の職員が直ちに現地に入り必要な緊急工事等の災害支援の活動を開始できるようになり、迅速な災害対応が可能となる。</p> |
| <p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> |
| <p>他自治体と日本下水道事業団との災害支援協定（平成29年2月14日現在） 県外：山形県、熊本県など129団体と協定を締結 県内：協定を締結している自治体なし</p> |
| <p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> |
| <p>平成29年3月17日 協定締結式</p> |
| <p>⑨ その他</p> |
| <p></p> |